

○財務省告示第二百二十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十二年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百九

十三回）

二 発行の根拠 平成二十二年における財政運営のための公債の発行の特例等に  
の法律及びそ 営の法律（平成二十二年法律第七号）第二十一条並びに  
の条項 に関する法律（平成二十二年法律第九号）第四十六条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とする。

方募

入札競争の  
 入札競争  
 法  
 価格競争  
 入札競争  
 非競争  
 札発行  
 国債市場  
 特別参加  
 者別第I  
 非価格競争  
 争入札発行  
 行及び  
 債市場  
 別参加者  
 ・第II  
 価格競争

とするものによる発行（以下「非  
 競争入札」という。）は、価格  
 競争入札と同時に行われる。場  
 であつて、特別参加者による  
 を定めるものによる発行（以下  
 「国債市場特別参加者・第I  
 価格競争入札発行」という。）  
 及び、その後に行われる入札  
 して、財務大臣が各国債市場  
 参加者ごとに応募限度額を定  
 るものによる発行（以下「国  
 市場特別参加者・第II非  
 競争入札発行」という。）

各申込みのうち、応募価格の  
 最も高いものを優先的に取り  
 当てる。その応募額を順次割  
 各申込みの応募額を案分によ  
 割り当てると、特別参加者ご  
 各国債市場特別参加者ご  
 各限額の範囲内において各  
 申込みの応募額を割り当てる。



										七		八		九		十		十	
										イ		ロ		イ		一		一	
										払				振		最		発	
										込				替		額		行	
										金				単		面		行	
										額				位		金		日	
										行						格		格	
										格						争		争	
										競						入		入	
										札						札		札	
										入						入		入	
										争						争		争	
										入						入		入	
										札						札		札	
										発						発		発	
										行						行		行	
										市						市		市	
										場						場		場	
										I						I		I	
										第						第		第	
										者						者		者	
										・						・		・	
										特						特		特	
										別						別		別	
										加						加		加	
										場						場		場	
										第						第		第	
										者						者		者	
										非						非		非	
										争						争		争	
										行						行		行	
										最						最		最	
										額						額		額	
										五						五		五	
										万						万		万	
										円						円		円	
										千						千		千	
										二						二		二	
										百						百		百	
										二						二		二	
										十						十		十	
										五						五		五	
										億						億		億	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										三						三		三	
										十						十		十	
										万						万		万	
										千						千		千	
										八						八		八	
										百						百		百	
										十						十		十	
										億						億		億	
										七						七		七	
										千						千		千	
										九						九		九	
										十						十		十	
										円						円		円	
										三						三		三	
										十						十		十	
										万						万		万	
										千						千		千	
										九						九		九	
										百						百		百	
										十						十		十	
										億						億		億	
										七						七		七	
										千						千		千	
										五						五		五	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千		千	
										七						七		七	
										百						百		百	
										十						十		十	
										兆						兆		兆	
										四						四		四	
										千						千		千	
										七						七		七	
										十						十		十	
										億						億		億	
										五						五		五	
										千						千			

十  
三

初利入価・別債行争非  
期札格第参市及入価  
利発競Ⅱ加場び札格  
子率行争非者特国発競

十  
四

後第  
の二期  
利子以

十  
五

償還  
金額限

十  
六

元利  
金額支

十  
七

払場  
所加

十  
八

入札  
参加

十  
九

払者  
込期日

年○・二パーセント  
平成二十二年十月十五日を  
平成二十二年十月十五日を  
払期とし、次の算式により  
し、金額を支払う。ただし、  
払期が銀行休業日に当たると  
は、その翌営業日に支払う。  
下、次の号及び第十五号に  
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月十五日及び十二月  
日を、その日以、前六月間  
に、利息を支払う。六月間  
平成二十四年六月十五日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十二年六月十五日